

# Q & A

～市民向け宿泊・体験プログラム利用緊急経済支援プロジェクト～

## 【宿泊の利用者向け】

Q 1 登録された宿泊施設への宿泊数に制限はありますか。

A 1 「同じ宿泊施設」には上限2泊までとさせていただきます。

(連泊又は2回に分けて宿泊した場合でも)

例) ケース 1

異なる宿泊施設それぞれに2泊以内 → **OK**

宿泊施設名	Aホテル	Bホテル	C旅館
宿泊数	2泊	1泊	2泊

例) ケース 2

「同じ法人」が運営する「複数の宿泊施設」それぞれに2泊以内 → **OK**

運営	G法人		
宿泊施設名	Dホテル	Eホテル	F旅館
宿泊数	2泊	2泊	1泊

## 【宿泊の利用者向け】

Q 2 宿泊施設には、「素泊まり」や「1泊朝食付き」、「1泊2食付き」などの複数の宿泊プランがありますが、それぞれのプランごとに上限2泊ということですか。

A 2 宿泊プランごとに2泊ではありません。同じ宿泊施設ごとに2泊までとします。以下をご確認ください。

例) Aホテルを利用した場合

ケース1 (利用者A) 7/1~2に「素泊まり」で2泊	OK
ケース2 (利用者B) 7/4に「素泊まり」で1泊、 7/10に「1泊朝食付」で1泊、	OK
ケース3 (利用者C) 7/15に「1泊朝食付き」で1泊、 7/20に「1泊2食付き」で <u>2泊</u> 、	<u>NG</u>

【体験プログラムの利用者向け】

Q 3 登録された体験プログラムの利用数に制限はありますか。

A 3 「同じ体験プログラム事業者」の利用は上限2回までとさせていただきます。「同じ体験プログラムの利用が上限2回まで」ではありませんのでご注意ください。

例)

あまみ大島観光物産連盟が体験①～③の3つの体験プログラムを登録しており、これらを利用する以下のケース場合

ケース1（利用者A） 7/1に「体験①」を1回 7/3に「体験②」を1回 } 2回	OK
ケース2（利用者B） 7/10に「体験①」を1回、 7/15に「体験②」を1回、 7/20に「体験③」を1回、 } 3回	<u>NG</u>

【宿泊・体験プログラムの利用者＝市内観光事業者の従業員向け】

Q 4 他町村に住んでいて、奄美市に所在する宿泊・体験プログラム・旅行業事業者に勤める従業員である場合は、観光事業者向けブラッシュアップ助成事業の「利用者」となりますか。

※実施要綱第1条では、利用者は「本市に所在する宿泊サービス提供者、体験プログラム提供事業者又は旅行業事業者の従業員」としています。

A 4 他町村に住所を有していても、奄美市に所在する宿泊サービス提供者、体験プログラム提供事業者又は旅行業事業者の従業員であれば、観光事業者向けブラッシュアップ助成事業の利用対象者となります。

【サービス提供者向け】

Q 5 助成申請は、申請期間中のいつ提出したらいいのですか。

A 5 助成申請の受付は、助成申請期間の令和2年6月1日～令和2年7月31日の間、随時受け付けています。事業者様の都合に合わせて適宜申請していただいてもかまいませんが、事業の予算管理のため、目安として2週間～4週間に1回のペースでの申請にご協力いただけると幸いです。

【サービス提供者・利用者向け】

Q 6 市民向け宿泊・体験プログラム利用助成事業では、  
助成割合が「8/10」、助成上限が「2万円／人・泊又は回」と  
ありますが、具体例を教えてください。

A 6 登録された宿泊1泊、体験プログラム1回の料金に対し、  
「助成割合が8/10、上限2万円まで」となります。

以下の表を参考ください。

例3のように登録される料金が25,000円より大きくなると、

助成上限2万円を超える部分は利用者負担となります。

1名1泊あたり料金

例	登録金額	助成割合 8/10	利用者負担 2/10
1	10,000 円	8,000 円	2,000 円
2	25,000 円	20,000 円	5,000 円
3	30,000 円	20,000 円	10,000 円

※体験プログラムの登録も同じ考えとなります。

【体験プログラム事業者向け】

Q 7 本プロジェクト実施後に奄美市内に本・支店・営業所等を設立した場合（個人事業主の場合は住所を移した場合）は、登録対象となりますか。

A 7 本プロジェクト実施要綱の公布（令和2年5月26日）以降に奄美市に異動してきた法人・個人事業主等は登録対象とは認められません。

【体験プログラム事業者向け】

Q 8 これまで観光客向けの体験プログラムを実施してきた実績がある事業者が、新しい体験プログラムを登録することはできますか。

A 8 登録できます。

(参考)

「体験プログラム登録の募集要綱」内、「2 応募資格 (5)」には「本プロジェクト以前から、主に観光客向けの体験プログラムを実施してきた実績があること」とありますが、これは体験プログラム事業者の実施実績であり、個別の体験プログラムの実施実績ではありません。



## 【体験プログラム事業者向け】

Q 9 体験プログラムの登録資格として、「奄美市に所在する法人（本・支店・営業所等）、法人格を持たない団体、個人事業主」とありますが、具体的な内容を教えてください。

A 9 事業趣旨を踏まえ、奄美市の事業者を対象とするための規定になります。それぞれ以下をご確認ください。

① 奄美市に所在する法人（本・支店・営業所等）

→奄美市に所在する本・支店・営業所等を有しており、法人市民税・住民税などの課税対象となっている法人。

② 奄美市に所在する法人格を持たない団体

→奄美市の自治会など。

③ 奄美市に所在する個人事業主

→奄美市に住所を有しており、個人市民税・住民税などの課税対象となっている個人事業主。

【体験プログラム事業者向け】

Q10 体験プログラムの登録資格として、「その他奄美市・事務局が認めるもの」とありますが、具体的にはどのような場合に認められますか。

A10 市外の体験プログラム事業者であっても、その業務に係る奄美市への税等の納付状況、奄美市民の雇用状況、実施する体験プログラム内容などの観点から、条件付きで登録を認める場合があります。  
詳細は事務局までお問合せください。

【利用者向け】

Q11 1棟又は1室貸切料金で利用する場合の助成割合、助成上限はどうなりますか？

A11 1棟又は1室貸切料金の設定がある宿泊施設を貸切料金で利用する場合は、利用人数に関わらず貸切料金の8/10を助成します。また、その上限は2万円/棟又は室とします。

ただし、貸切料金の上限人数を超えた1名あたりの追加料金については、1名につきその料金の8/10を助成します。また、その上限は2万円/人・泊します。

「宿泊事業者登録リスト」に、上記を踏まえた金額設定をしていますので、ご確認ください。

**【サービス提供者・利用者向け】**

Q12 宿泊・体験プログラムの予約後、キャンセルがあった場合、キャンセル料の取り扱いはどのようになりますか。

A12 キャンセル料については、助成対象とはなりません。

各事業者様の規定によりご対応ください。

**【参考】**

**実施要綱**

(助成要件)

**第4条**

(2) サービス提供者は、利用者が宿泊・体験プログラムを利用したことを証明できるものであること。